

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画

伊東市

1 促進計画の区域

別紙地図に記載のとおりとする。

2 促進計画の目標

1. 北部地域

(1) 現況

本地域は傾斜地に樹園地が広がり、柑橘類が栽培され、観光地としての立地条件を生かし、観光農園や直売所が見られる。近年、担い手の高齢化、宅地化に伴う農地の混在化等の進行により、集落機能が低下し、将来へ向け農地の適切な保全管理、維持が課題となっている。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第1号に掲げる事業を推進することにより、地域ぐるみで農地や農業用施設等の資源を適切に保全管理し、また観光産業との連携による農地の有効利用を推進し、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

2. 中部地域

(1) 現況

本地域は、傾斜地に柑橘類を中心とした樹園地と、台地状の比較的平坦な地域の花木及び野菜を中心とした畑作地並びに小規模な水田地帯に分かれている。農業者の高齢化による担い手不足、農業用施設の老朽化等により農地及び農業用施設の適切な保全管理が課題となっている。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第1号に掲げる事業を推進し、農業者のみならず地域住民を含めた共同活動により農地及び農業用施設を適切に維持し、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

3. 南部地域

(1) 現況

本地域は、西側に市内唯一のまとまった水田地帯があり一部でわさびが栽培されている。東側には樹園地や花木及び野菜の畑作地が広がっている。近年、野生鳥獣による農作物被害の増加、農業者の高齢化が進行し、遊休農地の増加が懸念される。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第1号に掲げる事業を推進し、鳥獣害対策を強化し、農業者と地域住民が一体となって農地及び農業用施設を保全管理し、多面的機能の発揮の促進を図る。

3 法第6条第2項第1号の区域内においてその実施を推進する多面的機能発揮促進事業に関する事項

		実施を推進する区域	実施を推進する事業
北部地域	①	宇佐美地区	法第3条第3項第1号に掲げる事業
	②	湯川地区	法第3条第3項第1号に掲げる事業
中部地域	③	玖須美元和田地区	法第3条第3項第1号に掲げる事業
	④	岡地区	法第3条第3項第1号に掲げる事業
	⑤	鎌田地区	法第3条第3項第1号に掲げる事業
	⑥	吉田地区	法第3条第3項第1号に掲げる事業
	⑦	荻地区	法第3条第3項第1号に掲げる事業
	⑧	十足地区	法第3条第3項第1号に掲げる事業
南部地域	⑨	富戸地区	法第3条第3項第1号に掲げる事業
	⑩	八幡野地区	法第3条第3項第1号に掲げる事業
	⑪	池地区	法第3条第3項第1号に掲げる事業
	⑫	赤沢地区	法第3条第3項第1号に掲げる事業

4 法第6条第2項第1号の区域内において特に重点的に多面的機能発揮促進事業の実施を推進する区域を定める場合にあっては、その区域

設定しない。

5 その他促進計画の実施に関し市町村が必要と認める事項

必要と認める事項なし

伊東市農業の有する多面的機能の発揮促進計画区域図

